

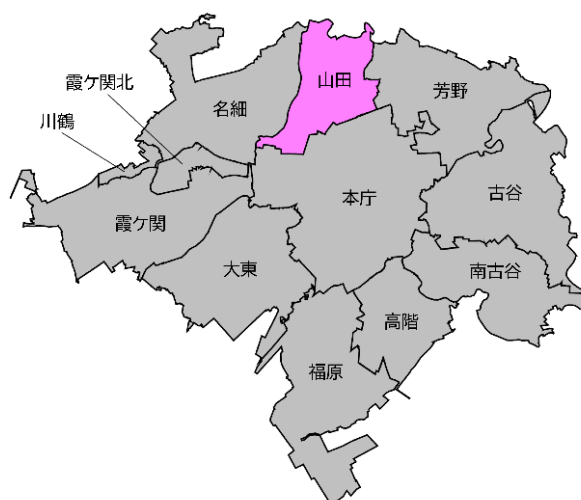
12. 山田地区

(1) 地区の説明

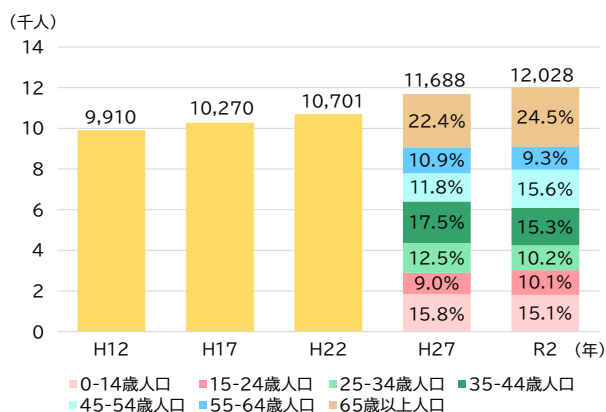
- 面積 約 637.4ha
- 人口 11,898 人
- 世帯数 5,154 世帯
- 高齢化率 24.9% (市平均 27.1%)

※令和6年1月1日現在

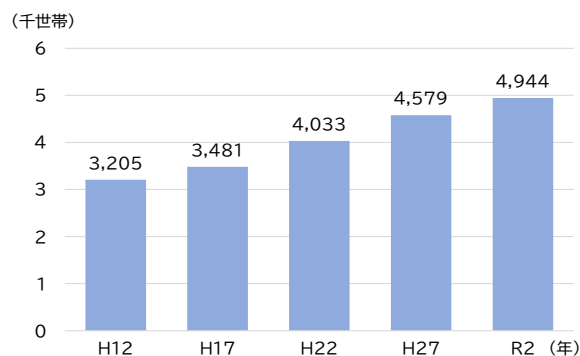
■位置



■人口推移



■世帯数推移



※人口推移のH17以前は国勢調査から作成（各年10月1日現在） そのほかは住民基本台帳から作成（各年1月1日現在）

山田地区は、本市の北部に位置しています。

地区のほぼ全域が明治 40（1907）年の耕地整理で整備され、自然豊かな農村地域としての環境は早くから整っていました。現在でも地区面積の 8 割超は市街化調整区域です。

また、地区は入間川に大きく縁取られ、桜づつみや寺山緑地等の水辺空間があるほか、昔からの水路が縦横に流れており、身近なところにも豊かな水辺空間があります。さらに、地区からは富士山、秩父の山々、遠くに日光連山、赤城山を望むことができます。

人口はこれまで増加傾向で推移してきており、高齢化率は市平均と比較して低くなっています。

(2) まちづくりの動向・課題

山田地区のこれまでのまちづくりの動向と課題を次のとおり整理します。

■幹線道路を生かした北の玄関口にふさわしい活力ある地区づくり

- ・地区は本市の「北の玄関口」としての役割が期待されており、幹線道路沿道等においては、周辺に配慮した適切な土地利用が期待されます。また、平成 31（2019）年 3 月の川越北環状線の開通により環状道路網の整備が進んだほか、（仮称）川越東環状線の整備も進められています。一方で、生活道路への車両流入がみられ、特に通学路における安全性の確保が求められています。

■良好な住環境の維持・保全

- ・市街地は低層住宅地が多く、幹線道路沿道への新たな住宅・店舗等の立地により、商業、工業、住宅、農業が混在している地域も見られます。引き続き、それぞれの地域において現在の良好な住環境を維持・保全することが必要です。

■公共交通の利便性の維持

- ・基幹的バス路線が南北に運行し、交通利便性が高い地区となっており、今後も公共交通の利便性を維持する必要があります。また、既存集落においては、交通手段を確保することで、生活圏を維持していくことが必要です。

■良好な資源の保全・活用

- ・地区内に 2 箇所ある桜づつみや、寺山緑地等の水辺空間は、水と緑の拠点として今後も保全・活用が期待されます。

■水害に強いまちづくり

- ・洪水浸水想定区域の指定は地区の 8 割弱（うち想定浸水深 3m 以上は全体の約 1 割）となっているため、水害リスクを踏まえたまちづくりが必要です。

年度	山田地区におけるまちづくりの主な進捗状況 【 】は前マスタープランの方針において関係する主なもの
平成 14 年度	北部地域ふれあいセンターの開設 【地域独自の活動を支える身近な公共施設の充実】
平成 21 年度～	（仮称）川越東環状線の整備〈市道 0023 号線・市道 3571 号線〉 【都市計画道路等幹線道路の整備】
～平成 23 年度	桜づつみの整備（山田、上寺山）【入間川河川敷のうるおいある環境整備】
平成 30 年度	デマンド型交通かわまる（地区 3）の運行開始 【公共交通の充実と利便性の向上】
平成 30 年度	（都）川越北環状線の開通【都市計画道路等幹線道路の整備】

□ は前マスタープラン策定後の事項

(3) まちづくりの目標

地区のまちづくりの動向と課題を踏まえ、山田地区のまちづくりのキャッチフレーズと目標を次のとおり設定します。

■まちづくりのキャッチフレーズ

人が集い、安全安心、豊かなまち 山田

■まちづくりの目標

目標 水と緑、山なみが見える山田の風景を大事にしよう

入間川や古川、まとまりのある農地（水田）、市街地の裏を流れる水路、集落地と一体になった緑等、ゆとりある田園空間のほか、遠くの山なみが見える、やすらぎの環境を大切にしたいまちづくりを進めます。

目標 水害、交通対策を進め、こどもや高齢者が安全・安心なまちにしよう

安心して暮らせるよう、河川、道路等の環境づくりを進めるとともに、まちの人々が豊かで健やかに暮らせるまちづくりを進めていきます。

目標 川越の北の玄関口にふさわしいまちにしよう

幹線道路のネットワークを生かし、商業、工業、住宅、農業の環境が調和した豊かなまちづくりを進めていきます。

(4) まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現していくために必要な事項について、5つの部門ごとに基本的な方針を掲げます。

① 土地利用の方針

豊かな農村環境と良好な住環境を維持・保全するとともに、本市の「北の玄関口」にふさわしい市街地の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導

- ・ 国道 254 号沿道については、周辺環境に十分配慮した適切な規模の商業施設等を誘導します。
- ・ (都) 川越北環状線および(仮称)川越東環状線沿道等は、地域生活の利便性向上のため、沿道サービス施設を誘導します。また、市街化区域に隣接する地域を含め、本市の農業政策との調和を図りながら、排水施設等の都市基盤の整備状況を考慮しつつ産業系施設等(製造業・流通業務系)の立地が可能となるよう土地利用を検討します。
- ・ (都) 中央通り線沿道については、地域の生活利便性の向上を目指して、周辺環境に配慮した商業・サービス施設の立地を誘導します。

2) 地区の中心における市民サービス機能の拡充

- ・ 地域コミュニティの活動拠点となる市民センターについては、市民サービス機能の向上を図るため、更新整備を検討するとともに、小・中学校等と連携し、文教のまちづくりを進めます。

3) ゆとりとうるおいあふれる住環境の維持・保全

- ・ 低層住宅地が形成されている地域では、必要に応じて地域住民との協働により、地区計画等の地域のルールづくりを行い、ゆとりとうるおいあふれる住環境の維持・保全を図ります。

4) 住宅地と工業地の共存

- ・ 地区南東部の住宅と工場等が混在している地域では、引き続き住宅と工場等が相互に共存・調和した環境の維持を図ります。

5) 豊かな農村環境の維持・保全

- ・市街化調整区域に広がるまとまった優良な農地の保全を図るとともに、秩序ある土地利用を推進します。
- ・市街化区域内の農地においては、生産緑地制度等を適切に運用し、保全を図っていきます。
- ・既存集落においては、適切な交通手段を確保し、生活圏の維持を図ります。

② 道路・交通体系の方針

安全性、利便性の高い道路・交通環境の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 都市計画道路等の幹線道路整備

- （都）川越志木線
 - ・歩道未整備区間について、必要に応じて、県と協議検討し、段階的に整備を推進します。
- （仮称）川越東環状線
 - ・隣接地区との連携を強化し、市の骨格となる都市間幹線道路として、整備を推進します。
- （都）中央通り線
 - ・渋滞軽減と歩行者が安心して歩ける歩行者空間の確保を目指して、必要に応じて検討し、段階的に整備を進めます。
- （都）坂戸東川越線
 - ・圏央道坂戸インターチェンジへのアクセス強化を図る都市間幹線道路として、県等と協議検討し、段階的に整備を進めます。
- （仮称）川越坂戸毛呂山線、（仮称）川越栗橋線
 - ・幹線道路ネットワーク機能としての必要性について検証し、整備を検討します。

2) 協働による道路整備

- ・山田地区の道路後退行政指導区域では、良好な住環境を形成する一環として道路後退に関する行政指導を行い、地域住民等との協働のもと、道路用地が概ね確保された路線の道路整備を進めます。

3) 生活道路等の安全確保および利便性の向上

- ・交通規制等により生活道路等への通過交通の進入を抑制するとともに、主要交差点の改良、狭い道路の拡幅整備、交通安全施設の設置等により、生活道路等（特に通学路）における安全性および利便性の向上を図ります。

4) 公共交通の利便性向上

- ・基幹的バス路線の維持と交通空白地域の乗継利便性の向上を図るとともに、公共交通の利用促進に努めます。

③ 水と緑のまちづくりの方針

入間川、寺社や集落の緑、農地等を生かした、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 入間川河川敷のうるおいある環境整備と身近な公園の整備推進

- ・入間川堤防の桜づつみとその休憩施設等の維持管理を行い、既存の寺山緑地、その他の親水公園等と連携し魅力ある水辺空間づくりを進めるとともに、市民が安心して利用でき、自然に親しむ場として、身近な公園の整備を推進します。

④ 景観まちづくりの方針

水田と集落が織りなす豊かな田園景観や営みの中で受け継がれてきた伝統行事等による風景との調和を図りながら、市の北の玄関口としての沿道景観や質の高い住宅地景観の形成を図るため、次の取組を進めます。

1) 地域に根差した伝統行事の継承と落ち着いた住宅地景観の形成

- ・市の指定無形民俗文化財にも指定される福田、上寺山、石田の獅子舞や上寺山のマングリ、石田藤宮神社の筒粥神事等の各地域に継承される伝統行事や、文化的行事により育まれる繋がりを生かし、自然的景観にも調和する豊かで落ち着いた住宅地景観の形成を図ります。

2) 地区の原風景となる田園景観と調和した良好な沿道景観の形成

- ・用水路とともに構成される緑豊かな田園景観の保全に努めるとともに、開発が進む幹線道路沿いにおいても、周辺と調和するデザインでの施設整備を誘導し、本市の「北の玄関口」としてふさわしい良好な沿道景観の形成を図ります。

⑤ 安全・安心のまちづくりの方針

災害に強い安心して暮らせるまちを目指して、次の取組を進めます。

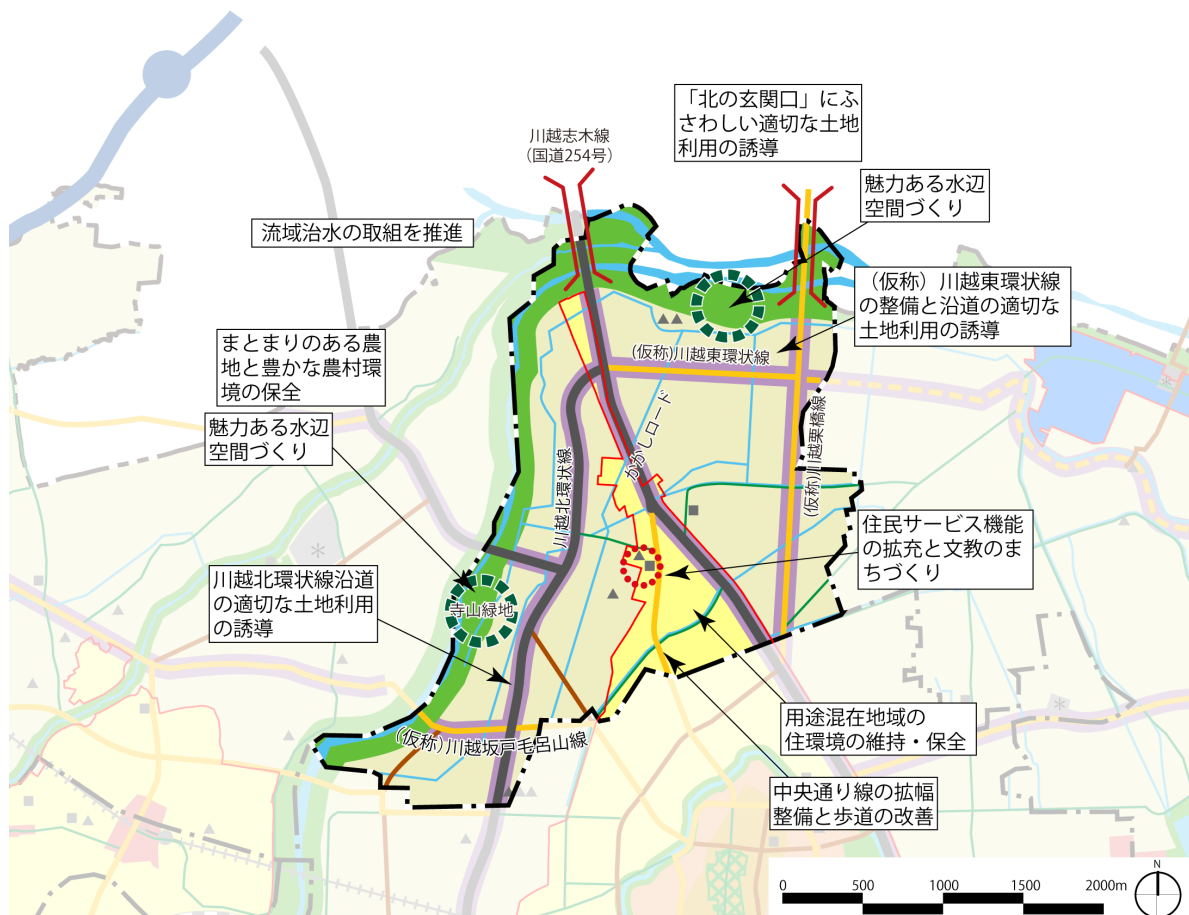
1) 総合的な治水対策の推進

- ・洪水氾濫対策として（仮称）越辺川遊水地整備、保水・遊水機能としての農地等の保全、大規模な開発行為等に伴う雨水浸透施設の設置など、総合的かつ多層的な対策である流域治水の取組を関係機関と連携して進めます。

2) 防災性向上に向けた都市基盤整備の推進

- ・緊急輸送道路（（都）中央通り線等）をはじめとした幹線道路の整備を進めます。
- ・都市計画変更時には、防火地域・準防火地域の指定について併せて検討します。

(5) まちづくりの方針図



<土地利用>

- 沿道型利用地
- 住宅地
- 農地・樹林地・集落地
- 公園・緑地
- 市街化区域・市街化調整区域界

<道路・水路・資源等>

- 広域幹線道路
- 都市間幹線道路
- 地域間幹線道路
- 地区幹線道路
- 河川・水路等
- 公共・公益施設等
- 学校教育施設
- 主要な橋

<都市構造等>

- 地区の中心的なエリア
- 水と緑の拠点

※(仮称)〇〇線は構想路線であり、上図は具体的なルート・位置等を規定するものではありません。